平成２６年（フ）第５２号
北海道北見市若葉２丁目３番３―13号
破産者　鈴木　康弘
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
北海道北見市若葉２丁目３番３―13号
破産者　鈴木ヤヱ子
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
山形県最上郡大蔵村大字清水1519番地
破産者　國分百合子
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第４８号
茨城県那珂郡東海村舟石川駅東３丁目16番13号　シャインコートＣ―101号室
破産者　鈴木　正幸
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２４７号
茨城県水戸市笠原町1312番地の１　サン・フラワーハイツ201号
破産者　根矢　智行
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第７２号
栃木県小山市東間々田２丁目18番４号　アーバンハイツ103号、従前の住所栃木県小山市美しが丘３丁目11番地10
破産者　戸上　仲六
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第２６１号
愛知県江南市木賀東町新宮118番地１
破産者　兵頭春男こと　金　　春男
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２６２号
愛知県小牧市久保一色南２丁目289番地　グローリアス小牧第二308号、住民票上の住所愛知県江南市飛高町栄353番地　石井荘201号
破産者　兵頭美由紀
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第８９号
愛知県みよし市明知町宝栄20番地２
破産者　遠藤　幸弘
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２３２号
愛知県岡崎市薮田１丁目４番地17　サンライズ内田403
破産者　菅原　由美
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２５５号
愛知県安城市山崎町大手76番地１　パストラルハイム３―Ｅ
破産者　野村　博美
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２５５号
滋賀県高島市安曇川町中央４丁目７番地24　ハイツ弘徳２Ｆ２号、前住所滋賀県高島市新旭町藁園2929番地２
破産者　橋本　好美
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２５号
滋賀県草津市野村６丁目13―22　リバティーツクダ２番館103、住民票上の住所沖縄県石垣市字登野城321番地10　32ハイツ202号
破産者　ふたばや本舗こと　岡本　弘樹
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０号
滋賀県長浜市桜町216番地20
破産者　川越建材こと　川越　美鈴
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第１１６５号
京都市伏見区竹田七瀬川町29番地２　深草サニーハイツ505
破産者　埜村　重成
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４２２号
兵庫県尼崎市水堂町３丁目17―27―206、住民票上の住所兵庫県尼崎市琴浦町86番地
破産者　阿南　永悟
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３８３号
兵庫県尼崎市西難波町６丁目10番20号
破産者　瀬戸　**靜**子
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５６７号
兵庫県尼崎市東塚口町２丁目４番50号プロシード東塚口301号、前住所兵庫県尼崎市西難波町１丁目５番３号琴浦館201号
破産者　三浦　美香
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

第明治三十五種郵便物認可